

内管委第 1028 号
令和 8 年 1 月 13 日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 様

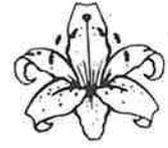
神奈川県内水面漁場管理委員会会長
(公印省略)

コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示について (通知)

このことについて、別添、神奈川県公報のとおり令和 8 年 1 月 6 日付けで委員会指示を出しましたので、お知らせします。

問合せ先
内水面漁場管理委員会事務局
河野
電 話 (045) 210-8556
F A X (045) 210-8908

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 1 月 6 日 (火曜日)

定期第 677 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
〇規則	
神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (総務・人事課)	1
神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則 (総務・人事課)	1
〇告示	
保安林の指定 (県西地域県政総合センター)	2
青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) (県土整備・砂防課)	2
〇企業管理規程	
神奈川県企業庁組織規程の一部を改正する規程 (企業・総務室)	4
〇教育委員会規則	
神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則 (教委・総務室)	4
〇公告	
都市計画の図書の写しの縦覧 (県土整備・都市計画課)	4
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	5
コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止 (内水面漁場管理委員会)	5

規 則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 1 号

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例 (令和 7 年神奈川県条例第 55 号) の施行期日は、令和 8 年 1 月 13 日とする。

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 2 号

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川県行政組織規則 (昭和 31 年神奈川県規則第 64 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項の表神奈川県湘南地域県政総合センターの項、第 16 条第 1 項の表神奈川県平塚県税事務所の項、第 48 条第 4 項の表湘南支所の項及び第 53 条第 1 項の表神奈川県平塚土木事務所の項中「平塚市西八幡 1 丁目 3 番 1 号」を「平塚市中里 50 番 1 号」に改める。

附 則

発
行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 8 年 1 月 6 日

神奈川県平塚土木事務所長 池 田 六 大

開発区域に含まれる地域の名称	伊勢原市板戸字中谷戸246の 1 ほか 1 筆の各一部及び246の 4 ほか 5 筆
開発区域の面積	618.72平方メートル
開発許可を受けた者の住所	伊勢原市板戸246
開発許可を受けた者の氏名	竹内 由紀子
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 7 年 7 月 14 日 神奈川県指令平土第610017号 (令和 7 年 10 月 22 日 神奈川県指令平土第610045号)

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 3 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第 1 項及び第171条第 4 項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和 8 年 1 月 6 日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) コクチバスを県内の内水面(河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等をいう。以下同じ。)において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 公的機関が試験研究の用に供する場合

イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

(2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合

イ 公的機関が試験研究の用に供する場合

ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで